

緊急サービス

補償内容

運搬・搬送・引取費用特約 すべてのご契約にセットされます。(注21)

衝突・接触等の事故や故障、走行障害(注15)または落輪によりご契約のお車が自力走行できなくなった場合、実際に負担した次の費用について、30万円(車両保険をセットする場合は車両保険金額の10%または30万円のいずれか高い額)を限度に運搬・搬送・引取費用保険金をお支払いします。(注22)

- ご契約のお車を事故・故障現場または走行障害(注15)が発生した場所から修理工場へ運搬したり、修理後に引き取るための費用
- 落輪したご契約のお車を、クレーン等で引き上げる費用

被保険者 (補償を受けられる方)

次のいずれかに該当する方(注23)です。

- 記名被保険者
- ご契約のお車の所有者
- 上記以外でご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方

保険金をお支払いしない主な場合



■積雪、雨・雪による水たまり、路面の凍結、積雪または砂地・湿地等が原因で、自力走行不能となった場合に生じた損害
 ■運搬費用および盗難引取費用について車両保険金をお支払いする損害に対しては、運搬・搬送・引取費用保険金を重ねてお支払いしません。 など

運搬・搬送・引取費用特約をセットした場合
緊急サービスをご提供します。

緊急サービス専用ダイヤル **0120-076-991** (無料)

注意

- 緊急サービスをご利用の際は、**ご自身で救援業者を手配せずに、必ず「緊急サービス専用ダイヤル」へご連絡をお願いします。**
- 車両預かりにかかる保管料、部品代・消耗品代等、サービスの対象とならない費用が生じた場合、これら費用はお客さまのご負担となります。また、一部地域(離島など)ではサービスをご利用いただけない場合があります。
- 下記は緊急サービスの概要をご説明したものです。詳しくは『ご契約のしおり(約款)』に記載の「緊急サービス(ロードサービス)ご利用規約」をご参照ください。

レッカー緊急手配サービス

事故または故障等により自力走行不能となった場合に、レッカー業者を手配します。レッカーけん引料金やクレーン費用等は運搬・搬送・引取費用特約で補償します。

故障トラブル・ガス欠緊急サービス

故障やトラブル、ガス欠により自力走行不能となった場合に、現場で次の応急修理・軽作業を行います。ただし、バッテリー上がりやガス欠は、保険期間中それぞれ1回(保険期間が1年超のご契約の場合は、1保険年度につきそれぞれ1回)のご利用に限りです。

- バッテリー上がり時のジャンピング
- キー閉じ込み時のドアの解錠
- ガス欠時のガソリン補給(最大10リットル)
- パンク時のスペアタイヤ交換
- 上記以外で、現場で30分以内に完了する応急修理・軽作業(注24)

(JAF会員向けメリット)

お客さまがJAF会員の場合は、緊急サービスのサービス範囲を超える作業料金・部品代等を4,000円まで無料とします。

各種情報提供サービス

レンタカー、ガソリンスタンドのご紹介等、快適なドライブをサポートするさまざまな情報をご提供します。

移動サポート緊急サービス/宿泊サポート緊急サービス

記名被保険者のご自宅から20km以上離れた場所で、事故または故障等により自力走行不能となった場合に、次の対応を行います。ただし、レッカー緊急手配サービスのご利用を条件とし、最初のレッカー開始時刻から12時間以内に移動を開始した場合もしくは宿泊手続をした場合に限りです。

移動サポート緊急サービス

事故または故障等の現場から当面の目的地への移動に必要な公共交通機関のご案内やタクシー等の手配(注25)を行い、その交通費(注26)をお1人につき2万円を限度としてお支払いします。

宿泊サポート緊急サービス

事故または故障等の現場から当面の目的地までの移動が困難(注27)な場合は、近隣の宿泊施設をご紹介し、その宿泊費用を宿泊された方お1人につき1万円を限度としてお支払いします。

「自力走行不能」とは

物理的・機能的に走行不能である状態、または法令により走行が禁じられる状態をいいます。ただし、積雪や凍結等によってスリップする状態、および砂浜または泥道等のために走行が困難な状態を含みません。

運搬時レンタカー費用特約 運搬・搬送・引取費用特約付き契約にセットできます。レンタカー費用特約と同時にセットできません。

次のいずれかの場合に、レンタカーを借りるために実際に負担した費用(注14)について、最大30日間、1日あたり保険金日額を限度にレンタカー費用保険金をお支払いします。

- 衝突・接触等の事故や故障または走行障害(注15)によりご契約のお車が自力走行できなくなった場所から修理工場へ運搬された場合(注16)
- ご契約のお車が盗難された場合

※車両盗難対象外特約をセットした場合は、盗難によって生じた損害については、レンタカー費用保険金をお支払いしません。

レンタカー費用特約と同じです。

レンタカー費用特約と同じです。

- (注1) 全損の場合は免責金額を差し引かずにお支払いします。
- (注2) 運搬費用、盗難引取費用は、それぞれ保険金額の10%または30万円のいずれか高い額を限度とします。
- (注3) 相手自動車には、「ご契約のお車の所有者」が所有する別のお車は含みません。
- (注4) 時間の経過もしくは日常の使用に伴う消耗または劣化の程度をいいます。
- (注5) 車両保険において、事故件数によって免責金額が定められている場合、次回事故時の免責金額の決定においても事故件数に数えません。
- (注6) 新車特約、車両全損(70%)特約または車両超過修理費用特約により、車両保険金をお支払いする場合は、事故件数に数える事故としてお支払いします。
- (注7) 車両保険金をお支払いする場合に限りです。
- (注8) この特約とあわせて、新車特約をセットしており、お車を買い替えたことにより新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いする場合は、新車保険金額の10%(20万円限度)をお支払いします。
- (注9) この特約とあわせて、車両全損(70%)特約をセットしており、全損時諸費用保険金が10万円を下回る場合は、10万円をお支払いします。
- (注10) 大きな損害とは次のいずれかに該当する場合をいいます。
 - ・お車を修理できない場合
 - ・修理費が車両保険金額以上となる場合
 - ・損害の額(修理費等)が新車保険金額の50%以上となる場合。ただし、お車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じている場合に限りです。
- (注11) 次の場合は、車両保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。
 - ・事故日の翌日から90日以内にお車の買替および修理をしない場合
 - ・ご契約のお車が盗難された場合
- (注12) 取得価額が、車両価額協定保険特約の損害の額(修理費等)を下回る場合は、その損害の額(修理費等)を取得価額として車両保険金をお支払いします。
- (注13) この特約とあわせて、全損時諸費用特約をセットしている場合は、全損時諸費用保険金もお支払いします。なお、全損時諸費用保険金が10万円を下回る場合は、10万円をお支払いします。
- (注14) ガソリン等の燃料代は含みません。
- (注15) 走行障害とは、キー閉じ込み、バッテリー上がり、タイヤチェーン等の巻き込み、電気自動車の電池切れ等をいいます。
- (注16) ご契約のお車が、事故や故障または走行障害が発生した場所において応急修理等により自力走行できるようになった後に運搬された場合を除きます。

- (注17) 全損とは、車両保険や全損時諸費用特約等における全損とは異なり、この特約に定める条件に該当する場合をいいます。主な条件は次のとおりです。
 - ご契約のお車に次のすべてを満たす損害が生じた場合
 - ・自動車の屋根部分(ルーフ)について、補修では原状回復できず、ルーフ全体の交換を必要とする損傷があること
 - ・自動車のルーフを支える窓柱部分(ピラー)の3本以上に、折損、断裂またはこれと同程度の損傷があること
 - ・前面ガラスおよび後面ガラスに加え、左右いずれかのドアガラスに損傷があること
 - ご契約のお車が流失または埋没して発見されない場合
 - ご契約のお車の運転席の座面を超えて浸水した場合 等
- (注18) カメラ、ゴルフバッグ等、日常生活の用に供する動産に限りです。また、現金、眼鏡、携帯電話等は個人所有の動産に含みません。
- (注19) 保険金のご請求は記名被保険者を経由して行っていただきます。
- (注20) ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗していた方および搭乗していたとみなされる方、ならびに業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業の方を除きます。
- (注21) 対人賠償のみご契約いただく場合は、例外としてセットできません。
- (注22) ご契約のお車が、事故・故障現場または走行障害が発生した場所において応急修理等により自力走行できるようになった後に負担した費用については、保険金をお支払いしません。
- (注23) ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗していた方、極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の方、および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業の方を除きます。
- (注24) タイヤチェーンの着脱費用、バッテリーの充電費用、パンクの修理費用等はお客さまのご負担となります。
- (注25) バス・鉄道等の公共交通機関が利用できない場合等、タクシー等のご利用が事故または故障等の現場から当面の目的地までの移動のための方法として妥当と判断される場合に限りです。
- (注26) 最も合理的な移動手段を利用した場合の費用とします。
- (注27) 事故または故障等の現場から当面の目的地へ移動することが地理的・時間的に困難であり、宿泊することが合理的である場合に限りです。